原爆症認定集団訴訟

広島訴訟の原告41人

直接被爆

名前	被爆状況	申請疾病名
小田　アサミ（女）86歳	（爆心地から）1.8キロの広島駅構内で	左大腿骨疲労骨折、骨粗鬆症
丹土　美代子（女）74歳	1.2キロの中区舟入中町の自宅2階の窓を開けて空を見ていて	C型慢性肝炎
中山　寿美子（女）66歳	2.8キロの現在の東区尾長西2丁目の木造平屋建て自宅で	甲状腺がん、転移性肺腫瘍
川上　誠（男）74歳	1.2キロの中区中広町の旧市立中校庭で朝礼中	白内障、右足背熱傷瘢痕
萬膳　ハル子（女）※70歳	2.5キロの東区尾長町の自宅近くの井戸端で水をくんでいて	肝臓がん
河上　益野（女）66歳	1.6キロの中区平野町の自宅庭	左肩から左上肢熱傷瘢痕拘縮
池谷　博子（女）※75歳	2.4キロの西区南観音町の第二国民学校運動場で朝礼中	肺がん
片山　穣（男）75歳	1.5キロの中区舟入町にある学徒動員先の工場の入り口で	脳血栓、前立腺がん
和田　喜美子（女）75歳	1キロの中区河原町の民家縁側に座っていて	慢性肝障害
木村　裕彦（男）75歳	1.7キロの西区三篠本町を歩行中	慢性肝障害、肝硬変、食道静脈瘤
重住　澄夫（男）77歳	2キロの中区千田町の広島工業専門学校の2階の教室内で	胃がん
古川　晃（男）73歳	0.9キロの水主町（現中区加古町）の路上で	放射線白内障
吉川　イキミ（女）85歳	1.4キロの白島西中町（現中区西白島町）の自宅裏庭で洗濯物を干していて	白内障
大西　千恵子（女）※75歳	1.7キロの西区三篠本町の工場の屋外で作業中	肝臓がん
西本　忠義（男）76歳	1.8キロの南区大須賀町の東練兵場西詰。学徒動員で芋畑作業の集合中	肺がん、胃がん
丸山　美佐子（女）63歳	2.9キロの南区曙町の自宅外で	甲状腺がん
西　博（男）※74歳	1.5キロの中区千田町の自宅玄関前で	胃がん
石川　吉則（男）69歳	2キロの中区舟入川口町の舟入国民学校校庭で朝礼中に直爆	腎臓がん、膀胱がん
矢田部　重信（男）69歳	2キロの南区皆実町1丁目の比治山線電車通りの稲荷神社前広場で	肺がん
中田　忠義（男）※78歳	4.1キロの仁保町堀越の広島鉄道教習所の教室内で	肺がん
三谷　キミエ（女）76歳	0.5キロの下中町（現中区袋町）の中央電話局内で	C型肝炎
島田　数市（男）77歳	1.8キロの比治山町の路上で	原爆白内障
鳴床　輝子（女）77歳	0.7キロの田中町の病院玄関前で	白内障
平山　勝彦（男）68歳	2.4キロの三篠本町の水田付近で妹、弟の子守中	胃がん
大田　耕造（男）62歳	3.3キロの新庄橋付近。母の背中に負われていて	直腸がん
秦　裕雄（男）75歳	2.7キロの現在の東蟹屋町で客車操車場に向かう途中	前立腺がん
小松　清興（男）70歳	2.5キロの己斐町の自宅内で。窓を開けていて	C型肝炎、糖尿病、ぜんそく、皮膚炎等
沖田　武明（男）68歳	1.5キロの楠木町1丁目の寺の縁側で	胃がん
岩井　留明（男）63歳	1.8キロの福島町の幼稚園舎の日陰で遊んでいて	下咽頭腫瘍
高松　依子（女）74歳	1.9キロの松原町の電停で電車に乗ろうとしていて	右聴神経腫瘍、右手背手指瘢痕拘縮、左肩部瘢痕
林　咏子（女）65歳	2.7キロの三篠本町4丁目の自宅裏庭で遊んでいて	甲状腺がん
麓　静郎（男）83歳	1キロの弥生町（現中区平塚町）の自宅で就寝中	慢性虚血性心疾患、高血圧症、肺気腫、狭心症、白内障
川本　正幸（男）78歳	1.7キロの楠木町2丁目の山陽本線のガード下付近で出勤途中に	胃がん
上平　ゆり子（女）66歳	2キロの楠木町の自宅内で	甲状腺がん
熊野　スナヨ（女）94歳	2.5キロの猿猴川の土手を歩いていて	有棘細胞がん
高橋　輝美（女）※65歳	2.5キロの宇品町御幸通り11丁目の自宅内で	乳がん
寺中　節生（男）※75歳	1.7キロの大須賀町の鉄道局食堂の軒下で	原発性肝細胞がん、熱傷瘢痕、肝臓がん
井元　悦子（女）64歳	2.2キロの現在の西区己斐本町1丁目のおじの家前で遊んでいて	脳腫瘍、左大腿骨骨頭壊死
三吉　正勝（男）62歳	1.4キロの南竹屋町の自宅庭につるされたハンモックで就寝中	慢性膵炎、膵石症

入市被爆

大江　賀美子（女）77歳	8月19日に入市。1週間、爆心地と周辺で救護活動	白血球減少症、乳がん、胃がん、卵巣がん、子宮がん
舛岡　善光（男）80歳	8月6日に野戦砲兵隊として入市。10日間、遺体処理など	前立腺がん

（訴状や被爆者相談所のデータを基に作成。敬称略。※は故人）

この特集は、森田裕美、滝川裕樹、松本恭治、金崎由美、上木崇達、山崎雄一が担当しました

長い道「全員勝訴を」

広島訴訟の原告団長 重住澄夫さん(77)

勝訴判決を願い、原告団の3年間を振り返る重住団長＝広島市中区（撮影・今田豊）

病気おし仲間まとめる

「国を相手に勝てるわけない、と友人にも反対された。原告団は何度もばらばらになりかけた」

原告団長の重住澄夫さんは、広島県安芸太田町の自宅を離れ、一人で暮らす広島市中区の短期賃貸マンションで、つぶやくように話す。「いまは、ようここまで来たなあ思うんよ」

原告仲間の十人が、この三年間で亡くなった。病気が悪化し、自由がきかなくなった人も多い。

重住さん自身、今年二月、急に足が立たなくなった。毎回傍聴していた公判だったが、結審の日は出掛けられなかった。痛みはなく、原因も不明。入院しても治療はできなかった。今は週二回通院し、マッサージなどで筋肉や血管をほぐしてもらうと少し楽になる。

退院した六月、中区に移り住んだ。判決が間近な上、通院にも便利だからだ。現在の住まいは、くしくもかつて実家があった場所のそば。あの日の記憶が、いや応なくよみがえる。

爆心地から二キロの中区千田町にあった広島工業専門学校（現広島大工学部）の教室で被爆した。その日のうちに爆心地近くの自宅に戻り、数日間、両親を捜し歩いた。父は即死だった。母親も八日後に亡くなった。「父の骨を拾い、母を火葬した。親に火を付けなくてはならんかったつらさはもう…」。声をつまらせる。

会社勤めをしていた五十九歳のころ、喉頭がんになり、提訴前年の二〇〇二年五月には、胃がんで胃の三分の二を切除した。原爆症認定を申請したが、「原爆の放射線に起因していない」と、他の被爆者と同じ文面であっさり却下された。「どうして、私の病気が原爆のせいではないと簡単に言い切れるのか」。集団訴訟に加わる決意を固めた。

団長になって三年余り。「山あり谷ありよ」と振り返る。専門用語を並べた書類をすだけの公判が数回続くと、原告からは不満も出始めた。「自由に発言できないのに傍聴に行っても仕方がない」「病気だから認定申請したのに、つらい体を酷使して裁判を続ける意味があるのか」

団長として仲間の士気を保つのが一番の仕事だった。「最後まで一つにまとまらなくては」。公判の前には、一人一人に電話をかけ、傍聴を呼び掛けた。

空気が変わったのは、五月の大阪地裁判決。原爆症認定集団訴訟では初の判決で九人の原告全員が勝訴した。「みんな希望がわいて元気になり、逆に何か手伝うことはないかと声を掛けてくるようになった」と喜ぶ。

広島判決の日は必ず法廷に行くと決めている。「全員勝訴をこの目で確認したい」。か細い腕に力がこもった。

≪原爆症認定をめぐる主な動き≫

1945・8　広島・長崎に原爆投下
57・4　被爆者健康手帳の交付を定める原爆医療法施行
60・8　原爆医療法一部改正。認定被爆者に医療手当支給
68・9　被爆者特別措置法施行。健康管理手当などの支給開始
69・3　尾道市の桑原忠男さんが原爆症認定却下処分の取り消しを求めて提訴。73年4月の広島地裁と79年5月の広島高裁とも原告敗訴の判決。上告断念
73・5　原爆白内障の認定申請を却下された広島市の石田明さんが広島地裁に提訴。76年7月、原告勝訴。国は控訴断念
88・9　「右半身が不自由になったのは被爆が原因」と長崎市の松谷英子さんが長崎地裁に提訴
95・7　原爆医療法と被爆者特別措置法を一本化した被爆者援護法が施行
99・6　慢性肝機能障害の原爆症認定申請を却下された東京都の東数男さんが東京地裁に提訴
2000・7　長崎市の松谷英子さんの訴訟で、最高裁が原爆症と認め国の上告を棄却。「国の認定基準の機械的適用では不十分」と指摘
11　京都市の男性の訴訟で大阪高裁が国の控訴を棄却。国は上告せず、原告勝訴が確定
01・5　厚生労働省の審査会分科会が、原爆症の認定基準で、「原因確率」を導入した新方針を導入
02・7　全国の被爆者76人が原爆症認定で初の集団申請。03年3月までに約500人に
03・4　長崎県などの被爆者7人が第1陣の集団提訴
5　大阪地裁に3人が提訴、04年までに13人に
05・3　同年1月に亡くなった東数男さんが、一審の東京地裁に続き、東京高裁でも勝訴。4月に国は「判決は認定基準の見直しにつながらない」と控訴断念
05・12　大阪地裁で9人が結審
06・2　広島地裁で41人が結審
5　大阪地裁が集団訴訟初の判決で原告9人全員の原爆症認定
7　東京地裁で30人が結審

日本被団協中央相談所相談員 伊藤直子さん(58)

見直し迫る突破口

日本被団協中央相談所の伊藤直子相談員に、集団訴訟の意義や大阪判決の評価を聞いた。

原爆被害は科学的に未解明な部分が多い。審査の決め手は、あくまで被爆者一人一人の実態。

被爆時の状況はもちろん、被爆前から現在に至る健康・生活状態や、自覚症状などを総合的に判断することなしに、被爆者の苦しみは理解できない。

直接被爆だけでなく、入市・遠距離の被爆者も長年、がんなどの恐怖を抱えて生きてきた。それなのに被爆距離や性別で線引きするしゃくし定規な審査で紙切れ一枚で却下が通知される。「科学的」との説明に納得させられ、泣き寝入りしてきた。

これまで個人訴訟で画期的勝利を得てきたが、厚労省は原因確率導入でむしろ審査を厳しくし、認定者をわずか二千人前後に維持している。個人による闘いでは壁を崩すことは難しい。集団訴訟の勝利で、国に認定行政を根本的に見直させるための突破口を開きたい。

原告数が最も多い被爆地広島で勝訴すれば、意義は非常に大きい。訴訟に踏み切る被爆者がさらに増えるだろうし、政治解決を迫る上でも追い風になる。